

個人情報の利用目的の公表について

- 横浜港運健康保険組合（以下「組合」という。）は、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報や医療機関等で受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し各種の健康保険事業に利用いたします。
- 当組合の個人情報の利用目的は、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。
- そのため健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当するため、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的を示すことが望ましいとされていることから、当組合における個人情報の利用目的や利用方法について、下記により公表します。

横浜港運健康保険組合
(平成28年4月1日)

| 利用範囲 | NO | 利用する業務内容 |
|----------|----|----------------------|
| 組合業務 | 1 | 適用関係の各種届出の扱いについて |
| | 2 | 給付関係の各申請書類の扱いについて |
| | 3 | 保健事業等の実施に伴う利用について |
| 健康保険業務 | 4 | レセプト（診療報酬明細書）の扱いについて |
| 保健事業関係 | 5 | 健康診断の扱いについて |
| | 6 | その他の保健事業の実施について |
| 役職員人事関係 | 7 | 人事関係データ及び各種名簿について |
| 特定個人情報 | 8 | 特定個人情報の利用等について |
| 個人情報の取扱い | 9 | 個人情報の保存管理・廃棄・消去について |

No. 1 適用関係の各種届出の扱いについて

| …適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。… | |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。 |
| (2) | 「被保険者資格取得届」提出の際、入社時健診結果表等を添付していただき、チェック作業が終了した後、事業主を経由して健康保険被保険者証を被保険者に渡します。 |
| (3) | 「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書・在学証明書などの収入等判定書類を添付していただき、チェック作業が終了した後、事業主を経由して、健康保険被保険者証を被保険者に渡します。 |
| (4) | 「被保険者資格喪失届」の際に、健康保険被保険者証を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分にします。 |
| (5) | 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。 |
| (6) | 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。 |
| (7) | 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。 |
| (8) | 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者が資格喪失者かについて回答します。 |
| (9) | 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。 |
| (10) | 「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料介護保険料を含む）の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。 |
| (11) | 「マスター」作成及び入力処理の一部、被保険者証の発行、保険料納入告知書等の作成を健康保険業務システム業者に委託しています。 |

No.2 給付関係の各申請書類の扱いについて

| …現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します… | |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。 |
| (2) | 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。 |
| (3) | 出産育児一時金の請求者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、住所データを用いて、育児書を送付します。 |
| (4) | 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。 |
| (5) | 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。 |
| (6) | 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。 |

No.3 保健事業等実施に伴う利用について

| …当組合が実施している以下の健診・契約保養所等の利用及び機関誌・常備薬の配布等、保健事業に係る業務に利用します。… | |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 当組合の健康管理室で健診受診される者の「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを健診結果の送付に利用します。 また、契約健診機関を利用される者においても同様の扱いとします。 |
| (2) | 契約保養所利用者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、性別、年齢、住所データを契約施設に渡し、施設利用申し込みに利用します。 |
| (3) | 契約スポーツジム利用者については、上記の契約保養所利用者と同様の利用方法とします。 |
| (4) | 当組合機関紙を被保険者に配布するため、「マスター」の被保険者の記号番号、氏名、及び事業所の事業所名と住所データを業者に渡し、業者より事業所へ配送された後に、事業主より各被保険者へ配布していただきます。 |
| (5) | 常備薬の配布については、上記の機関誌配布と同様の配布方法とします。 |

No.4 レセプト（診療報酬明細書）の扱いについて

…レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、紙レセプトは、健康保険業務システム業者にパンチ入力を委託し、本体部分はイメージスキャナーにて読み取りをさせ、データベース化したものを当組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。…

| | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | レセプトデータをチェックし、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査依頼します。 |
| (2) | 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。 |
| (3) | 同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。 |
| (4) | レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。 |
| (5) | レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。 |
| (6) | レセプトデータを基に、高額療養費、付加給付（一部負担還元金、合算高額療養付加金、家族療養付加金）の支給決定を行います。 |
| (7) | レセプトデータを参考に傷病手当金の支給決定を行います。 |
| (8) | レセプトデータを参考に柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。 |
| (9) | レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。 |
| (10) | 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。 |
| (11) | レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者に委託し、医療費通知を加入者に通知します。 |
| (12) | 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。 |
| (13) | レセプトデータの有無を基に、無受診者を抽出し、健康者表彰を行います。賞品等は、事業所を通じて被保険者に渡します。 |

No.5 健康診断の扱いについて

…当組合の健康管理室で実施している健康診断及び、業務委託している

契約健診機関でも健康診断が受けられます…

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 当組合の保健センター内にある健康管理室にて、健康診断を実施しており、被保険者の健診結果数値については、原則として全て事業主にも連絡し、双方でそのデータを保有し、被保険者（従業員）の健康管理に役立てていくこととしております。 |
| (2) | 健康管理室並びに契約健診機関での結果数値については、受診者に通知するとともにその数値データを健診受託業者から受け取り、当組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します |
| (3) | 健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。 |

No.6 その他の保健事業の実施について

| | |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 健康に関する講習会・講演会・説明会並びに健康教室（糖尿病、脱メタボ）等、組合が主催、共催する健康推進事業等を実施する際に、参加者名簿を参加者に配布します。 |
| (2) | ウォーキング大会・バスハイキング等の組合が主催、共催する体育奨励事業を実施する際に参加者名簿を参加者に配布します。 |
| (3) | ウォーキング大会・バスハイキング等の参加者から提出していただいた、写真や感想文に事業所名、名前を付し、機関紙に掲載します。 |

No.7 人事関係データ及び各種名簿の取扱いについて

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------|
| (1) | 組合役職員の就任・採用・報酬並びに人事に関する書類は、厳重に保管します。 |
| (2) | 組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。 |
| (3) | 事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会や健康管理者講習会・健康管理事業推進委員会、その他個別の業務連絡などに用います。 |

No.8 特定個人情報の利用等について

| | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。 |
| (2) | 特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。 |
| (3) | 上記「No.1、No.2」における届出については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があり、1、2 で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。 |

No.9 個人情報の保存管理・廃棄・消去について

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書保存規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。 |
| (2) | 紙以外の媒体による個人情報については、「紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程」に則り、適正に保存管理を行います。 |
| (3) | 規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、委託業者に委託し、溶解処理を行います。 |
| (4) | パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。 |
| (5) | 当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には使いません。 |